

# 先着順売払いのながれ

**公示日：平成29年11月28日(火)**

・関係資料を配付します。

※物件の引渡しは現況有姿となります。申込みにあたっては必ず現地や諸規制の状況を確認してください。



## 普通財産売払申請書の作成

・今回配付する所定の様式を使用してください。



## 申込み受付(売払申請書の提出)

**受付期間:平成29年12月1日(金)から平成30年3月30日(金)まで**

- ・**受付開始日のみ午後1時～午後5時**、受付開始日以外は午前9時～正午、午後1時～午後5時(土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)までの間、受け付けます。また、**最終日は午後5時必着**です。
- ・受付場所に直接持参することを原則とします。なお、郵送による申込みも受付しますが、必ず「簡易書留郵便」により申込みください。
- ・受付場所は、物件が所在する**東海財務局、財務事務所、出張所**です。



## 契約相手方の決定

- ・先着順とし、普通財産売払申請書の提出をもって受付を行い、受付日及び優先順位を記載した「売払申請書(写)」を交付します。
- ・**持参による申し込みを優先**とし、郵送された売払申請書は当局到達日の最終受付とします。
- ・同時に複数の申込みがあった場合には、抽選により優先順位を決定します。
- ・申込者について資格要件の確認を行い、要件が確認でき次第、「契約相手方決定通知書」を交付します。



## 契約

・契約相手方決定通知後30日以内に売買契約を締結しなければなりません。



## 売買代金の支払

・契約締結日に全額支払うか、契約保証金を納付し、契約締結の日から20日以内に残金を納付していただきます。



## 所有権の移転

- ・売買代金を全額納付した時に移転します。所有権移転登記の手続きは国が行います。
- ・所有権移転登記には登録免許税が必要です。